

○個人情報保護委員会告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条の規定に基づき、特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 〔第1～第4 略〕 第5 特定個人情報保護評価の実施手続 〔1～4 略〕 <u>5</u> 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの変更時の検討 <u>6</u> 〔略〕 〔第6～第12 略〕 別表 〔略〕 〔様式1～様式4 略〕 〔第1～第4 略〕 第5 特定個人情報保護評価の実施手続 〔1～4 略〕 <u>5</u> 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの変更時の検討 評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスに変更を加えようとする場合、当該変更の内容を踏まえ、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置の変更の必要性の有無について検討を行うものとする。評価	目次 〔第1～第4 同左〕 第5 特定個人情報保護評価の実施手続 〔1～4 同左〕 〔加える。〕 <u>5</u> 〔同左〕 〔第6～第12 同左〕 別表 〔同左〕 〔様式1～様式4 同左〕 〔第1～第4 同左〕 第5 特定個人情報保護評価の実施手続 〔1～4 同左〕 〔加える。〕

改正後	改正前
実施機関は、当該検討の結果を踏まえ必要があると認めるときは、第6の2（2）の規定による特定個人情報保護評価の再実施又は第7の規定による特定個人情報保護評価書の修正並びに委員会への提出及び公表を行うものとする。 <u>6</u> [略] [第6～第12 略] 別表 [略] [様式1～様式4 略]	<u>5</u> [同左] [第6～第12 同左] 別表 [同左] [様式1～様式4 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。